

国民健康保険の資格異動届け出 世帯主は必ず14日以内に町へ

■保険の資格異動があった場合は 必ず届け出ましょう

世帯主に国民健康保険の資格異動（転入、転出、社会保険への加入または脱退など）があった場合、世帯主は必ず14日以内に町へ届け出なければなりません。届け出が遅れると、保険給付が制限される場合があります。

職場の健康保険に加入している人以外は国民健康保険に入る必要があります。3〜4月は就職などで異動が多い時期です。忘れずに届け出ましょう。

なお、国民健康保険税は、届け出をした日の月からではなく、国民健康保険に加入した日（転入日や社会保険の資格喪失日など）の月にさかのぼって掛かります。

●国保に加入する日とは

- ・ 転入した日（会社などの健康保険に未加入の場合）
- ・ 会社などの健康保険を脱退した日
- ・ 出生した日
- ・ 生活保護を受けなくなった日

●国保を脱退する日とは

- ・ 他市町村へ転出した日（本町から転

出した同じ日に他市町村に転入した場合は、転出した日）

- ・ 会社などの健康保険に加入した日の翌日
- ・ 生活保護を受け始めた日

■あま・はり・きゆう治療券

4月1日（水）から発行します

令和7年度の「あま、はり、きゆう治療券」の使用期限は、令和8年3月31日（火）です。なお、令和8年度の治療券は、4月1日（水）から発行します。国保被保険者で治療券が必要な人は、町住民生活課係窓口で申請してください。

治療券の申請に必要なものは「国民健康保険資格確認書」「国民健康保険資格情報のお知らせ」のいずれかです。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113



国民年金の手続きはお済みですか？ 退職したら厚生年金からの変更を

国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

勤務先を退職時は、厚生年金から国民年金への変更手続きが必要です。また、退職された方に扶養されていた配偶者の方や、収入が増加したことで扶養から外れた配偶者の方も国民年金への切り替え手続きが必要です。20歳になられた学生の方も届け出てください。

■国民年金の保険料について

令和7年度の保険料は月額17,510円（月額）。8年度は4月から17,920円です。この定額料に毎月400円の付加保険料をプラスして納めることで、将来受給する年金額を増やすことができます（付加年金の加入には申請が必要）。

また、2年分、1年分、6か月分をまとめて前払いする前納制度があります。前納すると、割引が適用されるのでお得です。また、クレジットカードによる納付が可能になりました。

納付期限は、納付対象月の翌月末日です。納付期限までに保険料を納めな

いと、万が一のとき、障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

■学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

未納のままだと老後の受け取りだけでなく、万が一けがや病気などで障がいが残った際に保障が受けられない場合があります。納付ができない方は学生納付特例制度の申請をしておきましょう。

▼お問い合わせ先

・ 熊本東年金事務所

☎096・367・8144

・ 町住民生活課

☎096・234・1113



事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

※個人事業主やボランティア活動をする団体なども含まれます。障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会を目指して、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を掲げています。

■「合理的配慮の提供」とは

行政機関などや事業者が事務・事業を行う際に、障がいのある人から社会の中のバリアを取り除くために何かしらの対応を求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

■合理的配慮には「建設的対話」が必要です

申し出への対応が難しい場合でも、障がいのある人と事業者などの双方が持っている情報や意見を伝え合い、「建設的対話」に努めることで、目的に

じて代わりの手段を見つけようということができます。

●対応の例

筆談、読み上げ、代筆、介助、席の配慮など

■県の出前講座もご利用ください

「障害者差別解消法」の概要や、障がいにはどんな種類があるのか、どんな接し方をしたら良いのか、どんなことが差別にあたるのか、などさまざまな疑問をわかりやすくご説明します。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

県障がい者支援課

☎096・3333・2236

県障がい者支援課(特定相談専用電話)

☎096・3333・2244

町福祉課

☎096・2344・1114

(内線145)



「ふるさと応援チケット」第2弾の利用は3月25日(水)から

町では、物価高騰対策や地域経済の活性化を目的とした「ふるさと応援チケット(利用期限付き商品券)」第2弾の配布を開始しました。今回は、全町民1人当たり1万円、65歳以上の方にはさらに1万円を追加で配布。2月末から世帯主あてにゆうパックで順次郵送しています。

●利用期間

3月25日(水)～5月7日(木)

●チケット利用可能店舗

「ふるさと応援チケット」は、取扱店として登録された店舗でご利用できます。チケット郵送時に同封の「ふるさと応援チケット取り扱い店舗一覧」でご確認ください。利用可能店舗が追加された場合には随時、町公式ウェブサイトに掲載します。

●チケット利用の注意点

- ・たばこや公共料金の支払い、お買物券の購入などには利用できません。また、お釣りは出ません。
- ・交付された本人または代理人以外、利用すること

はできません。

- ・いかなる場合でも、チケットの再発行はできません。
- ・使用期限を過ぎたチケットは利用できません。

●お問い合わせ先

【チケットに関すること】

- ・町地域振興課 ☎096-234-1154

- ・町福祉課 ☎096-234-1114

【利用可能店舗に関すること】

- 町商工会 ☎096-234-0272



◀このポスターがチケット利用可能店舗の目印です。

チケット取り扱い店舗一覧は、町公式ウェブサイトで確認できます▼

